

地方議会議員年金制度検討会報告

平成14年2月

「地方議会議員年金制度検討会」報告

1 はじめに

地方議会議員年金制度は、旧地方議会議員互助年金法に基づく任意加入の互助年金制度として昭和36年7月に発足し、昭和37年12月に地方公務員共済組合法に基づく強制加入の年金制度に移行し、その後、一時金の創設、公費負担の導入等により制度の充実が図られてきた。

しかしながら、地方議会議員年金制度は、給付面のみ国会議員互助年金制度に準拠した制度設計となっていることに加え、近年では条例定数の削減や市町村合併の進展に伴う会員（地方議会議員）数の減少、運用利回りの低下、高齢化に伴う年金受給期間の延び等により、その財政は極めて厳しい状況にある。

このため、本検討会では、地方議会議員年金制度を将来にわたって安定した制度とするために考えられる対応策について、平成12年12月以来6回の検討を重ね、次のとおりとりまとめた。

2 地方議会議員年金の財政状況と将来試算

地方議会議員年金制度は、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会が運営しており、その財政状況に程度の差はあるが、近年はいずれも収支が赤字で積立金を取り崩しながら給付財源を賅っている。

現行制度を維持した場合、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会は平成24年度に、町村議会議員共済会は平成19年度に積立金が枯渇する見通しである。

3 対応策の検討に当たっての前提

(1) 検討対象期間

対応策を検討するに当たり、50年、60年といった極めて長期にわたる試算を行うことも考えられるが、公的年金制度と異なり地方議会議員年金制度は年金受給資格を得るために必要とされる在職年数が短いこと、社会経済情勢の変化が大きい中で極めて長期にわたる試算を前提に制度を検討することは逆に当面の制度の安定性を損なう可能性があること等から、本検討会では、概ね今後20年間を対象として制度が安定的に運営できるよう対応策を検討することとした。

(2) 市町村合併の推進との関係

政府は、行政改革大綱（平成12年12月閣議決定）に則り、与党における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、内閣に「市町村合併支援本部」を設置し、市町村合併を強力に推進している。

市町村合併が進展すると、会員数の減少、年金受給者の増加により、地方議会議員年金の財政運営は益々厳しくなる。特に市議会議員共済会においては、町村議会議員共済会から年金支給債務が移換されること等から、極めて厳しい財政状況になるものと予想される。

しかしながら、今後の市町村合併の進展を確たる数値として見込むことは現時点では困難である一方で、会員数の見込みは年金財政の試算に最も大きな影響を与えることから、検討会において一定の市町村合併の進展を仮置きし、これを前提として対応策を検討することは制度的安定性を損なう可能性がある。

よって、本検討会では、以前のペースでの合併の進展を前提として対応策を検討することとした。

このため、さらに合併が進展した場合には別途の措置を検討する必要がある。

4 対応策

本検討会では、次のとおり対応策をとりまとめた。これらの対応策を講じることによって、概ね20年後においても給付は可能であるが、引き続き安定的な給付を行うためには、財政再計算ごとに財政状況を踏まえて必要な措置を講じる必要がある。

(1) 収入面の見直し

地方議会議員年金の財政状況の悪化は、制度の成熟化が進み、財政再計算に基づく平準保険料率（将来的にも収支が均衡するために必要な掛金率・負担金率を合わせた保険料率）が高くなっているにも関わらず、保険料率が十分に引き上げられてこなかったことによるところが大きい。

(参考) 平成10年財政再計算による平準保険料率と実保険料率

	平準保険料率	実保険料率 (掛金率、負担金率)
都道府県	26.7%	20.5% (11.0%、9.5%)
市	28.0%	20.5% (11.0%、9.5%)
町 村	31.2%	22.5% (13.0%、9.5%)

このため、掛金率の引き上げは不可避であるが、地方議会議員年金の掛金率は、公的年金と比べて高くなっており、強制加入の制度である以上、掛金率は会員の負担可能な範囲内に止めなければならない。

また、負担金率については、昭和56年以来、9.5%で据え置かれており、この間の掛金率の引き上げ、地方議会議員年金の財政状況を考えるとその引き上げも必要である。しかしながら、地方財政が非常に厳しい中で、負担金率を引き上げるためには、自助努力として掛金率の引き上げ、給付水準の適正化を行った上で、国民一般の理解を得ることが必要であり、その引き上げにも自ずと限界がある。

期末手当に係る特別掛金率については、現在、公的年金制度と同じ0.5%となっているが、公的年金制度においては平成15年度から総報酬制の導入により掛金率と同率に引き上げられること、掛金率、負担金率の引き上げには限界があることから、特別掛金率についても会員の負担可能な範囲内において引き上げる必要がある。

一方、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会の将来的な統合を視野に入れると、少なくとも給付面については同一の算定方法としておくことが望ましいことから、各共済会の財政状況の差は収入面の見直しの中で反映することとする。

こうした観点から、収入面の見直しについては、

・掛金率

都道府県12% (+1%)、市13% (+2%)、町村15% (+2%)

・特別掛金率

都道府県2% (+1.5%)、市・町村5% (+4.5%) (2年間は2.5%)

・負担金率

都道府県10% (+0.5%)、市10.5% (+1%)、町村11% (+1.5%)

とする。

(2) 給付面の見直し

① 年金算定基礎率

公的年金制度においては、昭和61年に給付乗率の引き下げを含む大改正が行われ、平成12年には、将来にわたって給付総額を2割程度削減するため、新規裁定年金額の5%適正化、65歳以降の賃金スライドの廃止、支給開始年齢の引き上げ等を内容とする制度改正が行われた。

地方議会議員年金制度においても、収入面の見直しに限界がある中で、安定的な運営を確保するためには給付面の見直しを行う必要があり、負担金率の引き上げを行う前提としても給付水準の適正化は避けられない。

現行の掛金率、負担金率を前提として、既裁定者を含む給付を賄うとした場合、年金算定基礎率を現行の1/2程度にする必要があるが、急激な給付の削減は会員の理解を得ることが困難である。

このため、収入面の見直しによる財政的な効果も勘案し、年金算定基礎率を現行の水準から20%引き下げた40/150とするが、制度改正前に議員歴を有する者については、経過措置として、10%引き下げた45/150に止める。

また、年金受給資格を得るために必要な在職年数(12年)を1年超えるごとに加算される加算率(現行1/150)についても、年金算定基礎率と同様に引き下げる。

② 標準報酬年額の算定方法

地方議会議員の場合、年金算定の基礎となる標準報酬年額は、退職月以前1年間の標準報酬月額総額の総額とされているが、公的年金制度においては、採用時から退職までの全期間を平均した平均標準報酬月額又は平均給料月額を算定基礎としている。

地方議会議員の任期は4年であり、報酬額も在職年数に関わらず一律であるなど公的年金制度と同列には論じられない面もあるが、公的年金制度との均衡も考慮する必要があることから、年金受給資格を得るために必要な在職年数(12年)を勘案し、年金算定の基礎を退職前12年間の標準報酬月額の総額を12で除して得た「平均標準報酬年額」とする。

この場合、経過措置として、制度改正の1年前より前の期間は算入せず、標準報酬月額額の総額にも同期間の報酬額は含めないこととする。

③ 被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合

地方議会議員は、議員年金とともに厚生年金等の被用者年金との重複加入が可能であり、この場合、公的負担部分に係る重複支給を避けるという考え方から、重複期間に相当する議員年金額の25%を控除することとされている。

この控除率は、重複期間に係る控除制度が創設された昭和49年時点における公的負担割合が25%（掛金率9%、負担金率3%）であったことから定められたものであるが、現在ではこの割合は40%程度（都道府県・市46.3%、町村42.2%）となっている。

このため、控除割合を40%程度に引き上げるが、その適用は制度改正以後の重複期間に限ることとする。

④ 年金受給資格

地方議会議員年金の年金受給資格を得るために必要な在職期間は12年であり、公的年金制度における25年と比べると著しく短くなっている。

年金財政の観点からは、年金受給資格を得るために必要な在職期間を延長することも考えられるが、その結果、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想される。

また、年金受給資格に関しては、期間通算される公的年金制度とそうではない地方議会議員年金制度、一般のサラリーマン、公務員に適用される公的年金制度と公選による議員に適用される議員年金制度とを同列に論じることは適当ではないことから、今回は、年金受給資格については変更しない。

⑤ 一時金

一時金制度は、掛金の掛け捨てを救済するため、昭和40年に創設されたものであり、年金受給資格を満たさない者に対して在職年数に応じて掛金総額の70%から90%を一時金として支給することとしている。

年金財政からの必要性、年金の給付水準の引き下げとのバランスという観点から、一時金の給付率を現行の水準から20%引き下げるが、制度改正前に退職一時金の基礎となっていない在職期間を有する者については、経過措置として10%の引き下げに止める。

⑥ 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止

現在、高額所得者に対する一部支給停止措置については、退職年金の年額が272万円以上で前年の所得が700万円を超える受給者に限り適用されているが、年金額を10%から20%引き下げることもあり、この基準のままとすることは適当ではない。

このため、退職年金に係る一部支給停止となる基準を原則20%引き下げることとする。

⑦ 退職年金の支給開始年齢に係る経過措置

地方議会議員年金の支給開始年齢は、昭和61年、平成7年に公的年金の受給開始年齢の見直しに合わせて引き上げられ、原則65歳となっているが、議員歴を尊重した経過措置が講じられている。

公的年金制度においては、生年月日によって経過措置を講じているが、地方議会議員は概ね4年に1度行われる選挙により、年齢に関係なく議席を得ることとなっており、平成12年の公的年金における報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げに際しても地方議会議員については変更していないことから、今回は、支給開始年齢については変更しない。

(3) 既裁定者の取扱い

現役会員について、掛金が増加して給付が減少することから、既裁定者の給付の引き下げについても検討したが、憲法第29条で保障された財産権との関係でさらに掘り下げた検討を要することから、今回は見送ることとする。

5 おわりに

本検討会でとりまとめた対応策は、会員の負担増を伴うものであるが、地方議会議員年金制度を維持していくためには必要な措置である。

このため、今後、関係者の理解を得て早急に制度改正が行われることを期待するものである。

地方議会議員年金制度検討会委員

(学識経験者)

- | | | |
|---------|-----------------|--------|
| ○ 西 尾 勝 | 国際基督教大学教授 | |
| 森 繁 一 | 地方公務員共済組合連合会理事長 | |
| 横 道 清 孝 | 政策研究大学院大学教授 | |
| 渡 辺 俊 介 | 日本経済新聞社論説委員 | (五十音順) |

(議員共済会代表)

- | | |
|---------|--|
| 檜 山 俊 宏 | 広島県議会議長、都道府県議会議員共済会前理事
・元会長 |
| 二 之 湯 智 | 京都市議会前議長、全国市議会議長会相談役、
市議会議員共済会前会長 |
| 大 谷 忠 志 | 山形県遊佐町議会議長、全国町村議会議長会前会長、
町村議会議員共済会前会長 |

(総務省)

- | | |
|---------|---------------------------|
| 荒 木 慶 司 | 総務省自治行政局公務員部長 (平成14年1月から) |
| 板 倉 敏 和 | 同 (平成13年1月から平成14年1月まで) |
| 木 寺 久 | 自治省行政局公務員部長 (平成13年1月まで) |

注：○印は座長。肩書は最終時のもの。

地方議会議員年金制度検討会幹事

- 襲 田 正 徳 都道府県議会議員共済会事務局長
(全国都道府県議会議長会事務総長) (平成14年2月から)
- 成 瀬 宣 孝 同 (平成14年1月まで)
- 佐 藤 達 三 市議会議員共済会理事 (全国市議会議長会事務総長)
- 篠 田 伸 夫 町村議会議員共済会常務理事 (全国町村議会議長会事務総長)
- 伊 藤 祐一郎 自治大臣官房審議官 (行政・共済担当)
(平成13年1月まで)
- 原 正 之 総務省自治行政局公務員部福利課長
- 中 島 次 男 総務大臣官房企画官 (平成13年5月から)
- 重 松 直 次 同 (平成13年4月まで)

地方議会議員年金制度検討会のスケジュール

回数	開催年月	検討会での検討項目等
第1回	平成12年12月 (H12. 12. 26)	座長選出 開催要領、開催スケジュールの確認 議員共済年金制度の推移及び概要 国会議員互助年金制度との比較 公的年金制度との比較 検討課題の整理
第2回	平成13年3月 (H13. 3. 13)	検討課題への対応策の検討
第3回	7月 (H13. 7. 4)	検討課題への対応策の検討
第4回	11月 (H13. 11. 14)	検討課題への対応策の検討
第5回	12月 (H13. 12. 20)	検討課題への対応策の検討 検討会報告の検討
第6回	平成14年2月 (H14. 2. 12)	検討課題への対応策の検討 検討会報告の取りまとめ

地方議会議員年金に係る現行制度と対応策の比較表

現 行 制 度	対 応 策
収入の見直し	
掛 金 率 標準報酬月額 都道府県・市議会議員共済会 11/100 町村議会議員共済会 13/100	標準報酬月額 都道府県議会議員共済会 12/100 (+1/100) 市議会議員共済会 13/100 (+2/100) 町村議会議員共済会 15/100 (+2/100) とする。
特別掛金率 期末手当の0.5/100	期末手当の 市・町村 <u>5/100</u> (16年度までは2.5/100) 都道府県 <u>2/100</u> とする。
公 費 率 負担 率 標準報酬月額の 9.5/100	標準報酬月額 都道府県 10/100 (+0.5/100) 市 10.5/100 (+1.0/100) 町村 11/100 (+1.5/100) とする。
給付の見直し	
年 金 額 標準報酬年額× {50/150+1/150×(在職年数-12年)} (ただし在職年数50年以上は50年とする。)	標準報酬年額× {40/150+0.8/150×(在職年数-12年)} ○平成15年度前の議員歴を有する者は 標準報酬年額× {45/150+0.9/150×(在職年数-12年)} ○既裁定者については従前どおり とする。
標準報酬年額の算定方法 退職前1年間の標準報酬月額の総額	年金受給資格を得るのに必要な在職期間 <u>12年間</u> (平成14年度以後の期間に限る)の 平均標準報酬年額 とする。
重複加入 他の公的年金との重複加入可能 (重複期間・25%を控除)	控除率を <u>40%</u> に引き上げる。 (平成15年度以後の期間に限る)
退 職 時 金 掛金総額 ×70/100 (在職3年以上4年以下) 80/100 (在職4年を超え8年以下) 90/100 (在職8年を超え12年未満)	年金額と同様に、現行水準の <u>8割</u> (平成15年度前から引き続き議員である者等は <u>9割</u>) とする。
高額所得者の一部支給停止 (所得制限)	支給停止となる退職年金額の基準を2割引き下げて <u>217.6万円以上</u> とする。 (支給停止の結果、217.6万円を下回る場合は217.6万円)

- ・平成15年度から新制度が施行されることを前提としている。
- ・これらの措置を講じることによって少なくとも平成35年度までは年金給付が可能となる見込み。

地方議会議員年金の収支の見通しと対応策による試算

○現行制度による収支見通し

(単位：億円)

区 分	都道府県議会 議員共済会	市議会議員 共済会	町村議会議員 共済会
平成14年度末積立金残高	133 2.46年分	1,066 3.51年分	389 1.26年分
平成15年度から35年度までの収支差引累計 (平成15年度現価)	△ 277	△ 2,373	△ 1,905
平成35年度末積立金残高(平成15年度現価)	△ 144 平成24年度には 枯渇	△ 1,307 平成24年度には 枯渇	△ 1,516 平成19年度には 枯渇

(注) ○会員数 都道府県議会：一定 市議会：▲0.6% 町村議会：▲0.8% (/年)
 ○運用利回り 都道府県議会：3.0% 市議会：2.0% 町村議会：1.5% (/年)
 ○物価上昇率 1.0% (/年)
 ○報酬改定率 都道府県議会：1.0% 市議会：1.5% 町村議会：2.0% (/年)
 を前提とし、平成11年度決算をベースに試算を行ったもの。

○対応策による財政効果の試算

(平成15年度時点の現価による35年度までの累計額)

(単位：億円)

区 分	都道府県議会 議員共済会	市議会議員 共済会	町村議会議員 共済会	
収入 の見 直し	掛金率の見直し(県1%,市2%,町村2%引上)	32	369	372
	特別掛金率の見直し(県：2%まで、市及び町村： H15～16は2.5%まで、H17以降は5%まで引上)	39	436	399
	負担金率の見直し(県0.5%,市1%,町村1.5%引上)	18	205	330
	小 計 a	89	1,010	1,101
給 付 の 見 直 し	年金算定基礎率の見直し(45/150・40/150)	45	292	317
	標準報酬年額を12年平均とする	1	8	11
	重複期間に係る控除割合の見直し(40/100)	4	22	15
	一時金の見直し(×0.9・15年加入～×0.8)	11	51	100
	高額所得者に対する支給停止の見直し	—	—	—
	小 計 b	61	373	443
制度改正による財政効果 合計(a+b)		150	1,383	1,544
平成35年度末積立金残高(平成15年度現価)	8 0.20年分	77 0.29年分	29 0.10年分	

(注) 端数処理の関係で、平成35年度末積立金残高(平成15年度現価)と、その内訳の合計は一致しない。
 高額所得者に対する支給停止の見直しの影響額は現時点で推計が困難なため、「—」としている。